

# 宮城中学校 いじめ防止基本方針

郡山市立宮城中学校

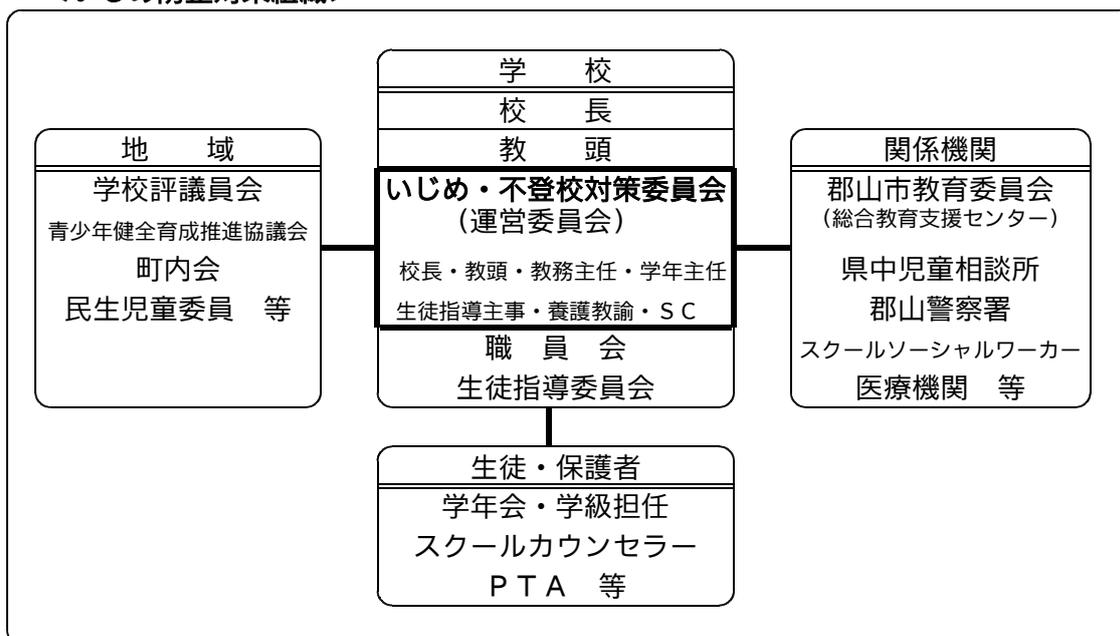
## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」(運営委員会)を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、スクールカウンセラー等との連携を図る。

<いじめ防止対策組織>



### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 重大事態の調査のための組織の母体としての役割 等

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめ防止の取組

- ① みんなが主役、一人一人が活かされる「学校・学級経営」を推進し、いじめ防止に向け生徒会を中心とした「生徒の主体的活動」の充実を図る。
- ② 生徒指導の機能を生かした個に応じたきめ細かな指導の充実により、「わかる・できる・使える授業」の実践を図る。
- ③ 教育活動全体を通して、「道徳教育・人権教育」の充実を図るとともに、「体験活動」を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解と協力を求めるため、「学校・保護者・地域・関係機関等の連携」による啓発活動の推進を図る。
- ⑤ 「情報モラル教育」を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように指導の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ① 教師と生徒との温かい「人間関係づくり」や、保護者との「信頼関係づくり」に努め、いじめ等について情報が得られやすい環境を整える。
- ② 学校におけるいじめの実態把握のために、「生活記録ノート」の毎日の確認や、「いじめ調査（困りごとと悩みごと調査）」を定期的（学期1回）に実施する。
- ③ 実態調査を受け、「家庭訪問や教育相談」を定期的<sup>に</sup>実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ④ スクールカウンセラー等による相談活動の充実（全員面接の実施）を図るとともに、総合教育支援センターなどの電話相談等を紹介し、生徒・保護者が相談しやすい環境を整える。
- ⑤ 風通しの良い開かれた職場環境作りに努め、教職員相互の情報交換を密にし、いじめの早期発見を図る。

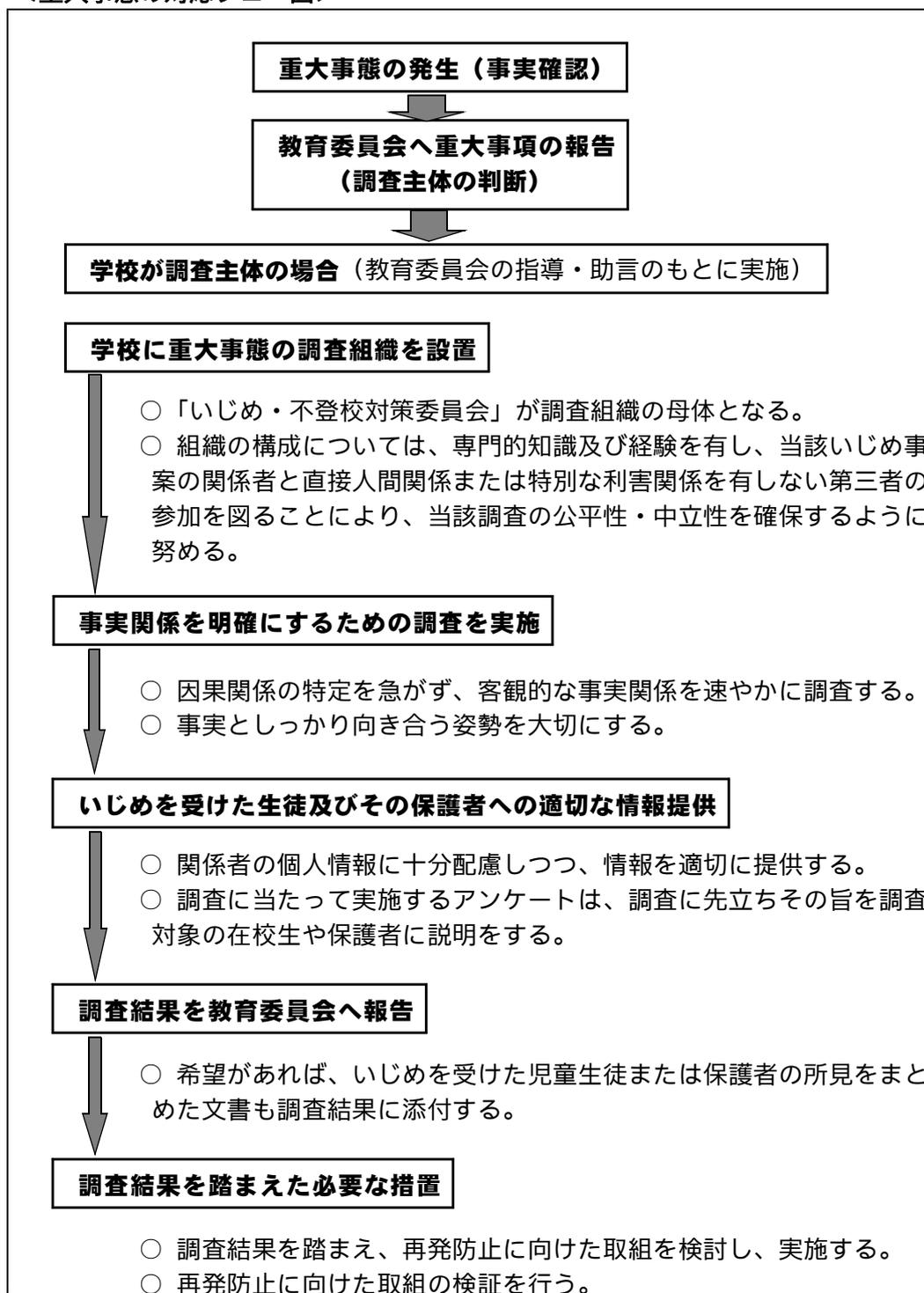
#### (3) いじめに対する措置

- ① 「問題行動・いじめ等発生時の対応マニュアル（別紙）」を活用し、適切な初期対応にあたる。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会（運営委員会）」を中心に早期解決に向けた組織的な対応にあたる。
- ③ 被害生徒に対しては「最後まで守り通す」という姿勢で対応する。保護者に対しては迅速かつ誠意ある対応（家庭訪問等）で、学校の指導方針を伝えながら理解や協力を得られるようにする。
- ④ 加害生徒に対しては 教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援をする。保護者に対しては正確な事実関係を説明し、事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- ⑥ いじめの発生を契機に、事例の検証を行い、基本方針の見直しをするなど、再発防止に努める。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応については、「ネット上の誹謗中傷発生時の対応マニュアル（別紙）」を活用し、必要に応じて教育研修センターや警察署等とも連携して対処にあたる。
- ⑧ その他、必要に応じて地域や保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、総合教育支援センター、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

##### <重大事態の対応フロー図>



## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル ( P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N ) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関連する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート (別紙) を実施 ( 1 2 月 ) し、「いじめ・不登校対策委員会」(運営委員会) で取組の検証を行う。

## 6 その他

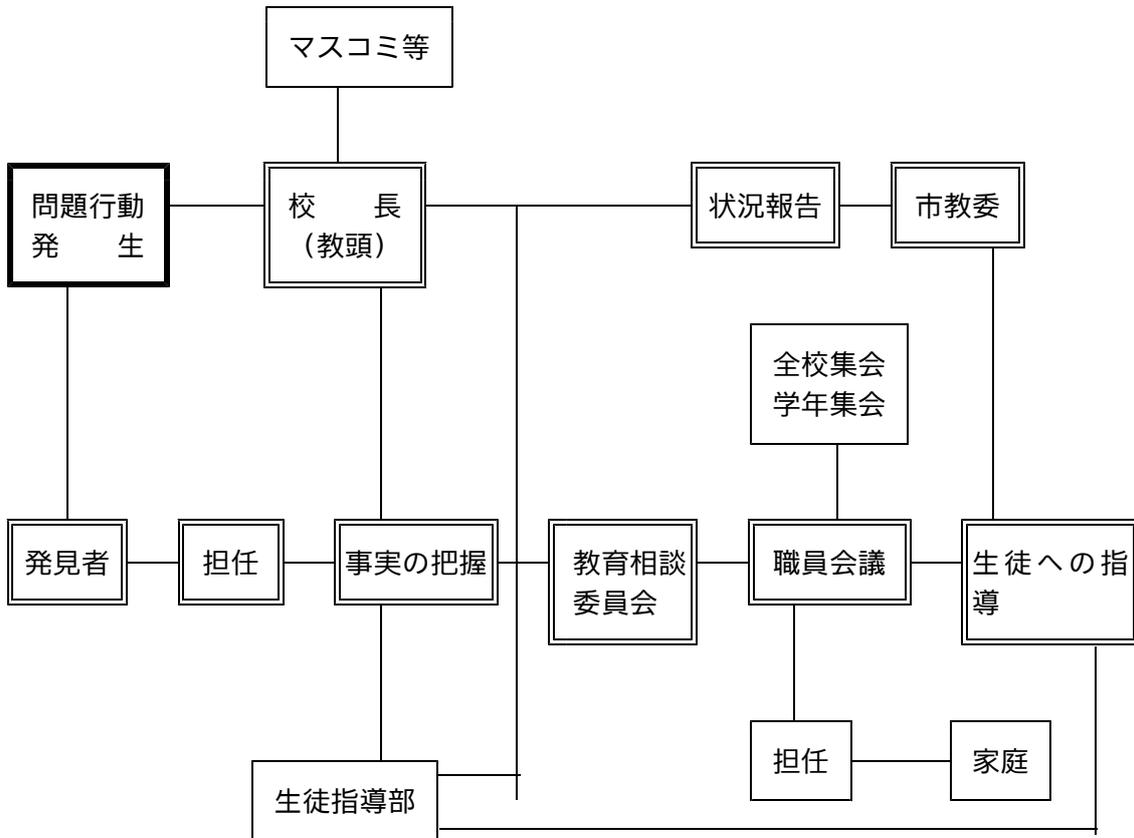
- (1) いじめ防止に関する校内研修 (生徒指導協議会) を年 2 回程度計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 職員会議で、生徒指導に関する情報交換や、いじめに関する情報交換を行い、全職員に対して情報の共有を図る。

<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	いじめ未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ Pへ	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○修学旅行（3年）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知	○授業参観、PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○家庭訪問（1・2年）
5月		○生徒指導協議会①		○「困りごとと悩みごと調査①（いじめアンケート）」	○1日自由参観デー
6月			○いじめ防止教室 ○郷土を学ぶ体験学習（1年） ○職場体験学習（2年） ○養護学校との交流会（3年）	○教育相談（二者面談）	○授業参観、親子球技大会 ○学校評議員会 ○親子奉仕作業
7月			○情報モラル指導（ネットモラル）（1年） ○高校説明会（2・3年）	○教育相談（三者面談）	
8月					
9月			○職業講話		○親子奉仕作業 ○秋虫（ハンドベル演奏）
10月		○生徒指導協議会②	○秋桜祭（体育祭・文化祭）	○「困りごとと悩みごと調査②（いじめアンケート）」	
11月				○教育相談（三者面談）	○1日自由参観デー ○少年の主張発表大会 ○中田地区駅伝競走大会
12月		○全教職員による取組検証の実施	○海老根和紙体験活動（1年）		○授業参観、学年懇談会 ○保護者、生徒、教員、学校評議員への学校評価アンケート
1月			○新入生体験入学	○「困りごとと悩みごと調査③（いじめアンケート）」	○学校評議員会
2月		○「基本方針」の検証、見直し	○全校道徳③		○1日自由参観デー ○授業参観、学年懇談会
3月			○愛校作業 ○卒業式 ○新入生オリエンテーション		
通年	○「いじめ・不登校委員会」の開催（週1回） ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○全校集会における校長講話 ○わかる・できる・使える授業の充実 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○生活の記録の提出 ○SCによる相談	○登校指導（随時）  ○学校・学年だよりの発行	

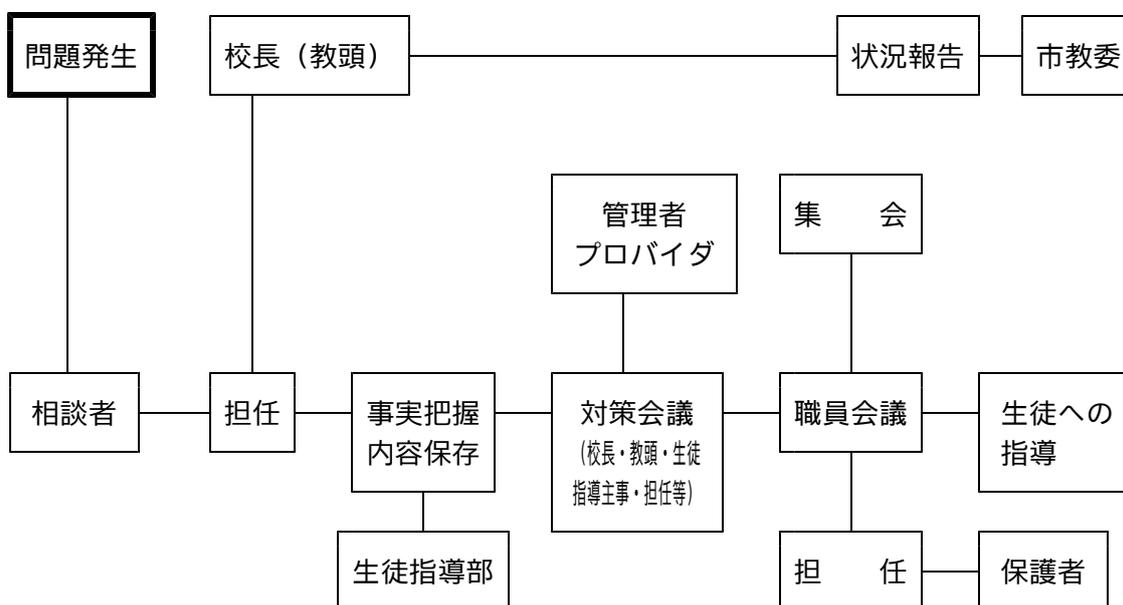
※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

## 問題行動・いじめ等発生時の対応マニュアル



- ① 問題行動等を発見または、連絡を受けた者は、すぐ現場に行き、問題行動を阻止する。
- ② 担任は、事実の把握を慎重に行う。必要に応じて、他の教職員が事実の把握を行う。  
当該生徒の発言はメモしておく。
- ③ 職員打合せ終了後、指導の経過や対応策について、必ず家庭へ連絡する。必要に応じて集会（学年・全校）を開く等、対応策を考える。
- ④ 必要に応じて、担任は家庭訪問をする。その結果は、校長、教頭に報告する。
- ⑤ いじめ・問題行動の内容に応じて、小中連携をし対応策を協議する必要がある場合もある。
- ⑥ 迷惑をかけた相手には、内容により判断し、担任か保護者が生徒に同行し謝る。
- ⑦ 子どもの名前が安易に外部に出ないように、また、個人の情報が守られるように配慮する。また、事後継続指導を行う。

## ネット上の誹謗中傷発生時の対応マニュアル



- ① 相談者から詳細を聞き取り、ネットを聞いて内容やURLを確認し直ぐに印刷する。
- ② 事実に基づいて学校の考え方や指導方針等を協議する。
- ③ 指導方針等を全教職員で確認し、管理者やプロバイダーへ内容の削除依頼をする。
- ④ 担任は家庭訪問をし、対策について説明し今後の指導方針を伝え理解を求める。
- ⑤ 集会で、精神的ショックを与える名誉毀損や侮辱罪等の犯罪であることを知らせる。
- ⑥ 心のダメージが大きい場合はスクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせる。
- ⑦ 子どもの名前や書き込みの内容等の個人情報を守られるように配慮する。
- ⑧ 保護者に対しては、ネットについての危険性を知らせ、家庭におけるインターネットや携帯電話等の使用のルール作りをさせる。
- ⑨ パソコンや携帯電話のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続させないよう保護者等への理解を図る。

管理者に削除依頼をしても応じない場合は、プロバイダ責任制限法に基づき、電子掲示板を運営しているプロバイダに削除依頼できる。その際、対象の具体的なURLや削除を依頼する書き込み内容を伝える。万一、トラブルが発生した場合は警察に連絡する。

- ⑩ ネット・ケータイで困ったことがあれば、「違法・有害情報相談センター」（総務省支援事業）に相談する。
  - 電話相談 03-5644-4800（月曜日～金曜日、10:00～17:00）
  - インターネット相談 「違法・有害情報相談センター」のホームページから「相談のご登録はこちら」をクリック（<http://www.ihaho.jp>）